

水戸市新中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書についての市の考え方

1. 本基本計画案に対する協議会としての総合的な意見

意見等	市の考え方（対応）
<p>（１）平成 20 年 8 月に提示された「水戸市新中心市街地活性化基本計画（事務局素案）」では数値目標が明示されていたが、本基本計画案では削除されている。今日、各種の行政計画において数値目標を掲げ、実現に向けた行政の意志を明確にする傾向にあることや「計画改定の趣旨」で「まちづくり三法の見直しを踏まえ」（p.2）と明記していることを勘案するならば、少なくとも「フォローアップの考え方」（p.61）で示した三つの指標に関わる数値目標を掲げるべきである。</p>	<p>数値目標については、数値目標としての設定ではなく、「居住人口」「歩行者通行量」「空き店舗率」の 3 項目を指標として設定し、定期的に調査を行うことにより、活性化の状況を検証していくこととしております。</p>
<p>（２）「これまでの中心市街地活性化に向けた取組」（p.13～16）に関わる記述が不十分であり、かつ取組の経緯 実施状況 評価 反省点 考え方という各項目の展開や各項目間のつながりに整合性がみられないのは問題である。とくに、次の点については記述を補足するか、もしくは内容を改める必要がある。</p> <p>1. 「旧基本計画の各事業の実施状況」（p.13～14）については、単に表を掲げるだけでなく、完了した事業ならば事業効果の検証を行い、また未実施の事業ならば未実施に終わった背景を明らかにするべきである。</p> <p>2. 「旧基本計画に基づく取組に対する評価」（p.15）については、いずれの評価も一面的と言わざるを得ない。例えば、「市街地の整備改善のための事業に対する評価」について言えば、～の事業が実施されたことは分かるが、それらがどのような効果をもたらしたのか、また残された課題は何か等については全くふれていない。そうした点が客観的に検証されて初めて「評価」といえるのではないか。</p> <p>3. 上記の 1 及び 2 がきちんとなされるならば、「旧基本計画における反省点」（p.16）や「改定に当たっての基本的な考え方」（p.16）の記述内容は自ずと変わるはずであり、記述の全体を見直すべきであると考えます。</p>	<p>これまでの中心市街地活性化に向けた取組については、実施状況から評価、反省点を整理し、計画改定に当たっての基本的な考え方としてまとめております。</p>

<p>(3) 中心市街地活性化の目標を「県都にふさわしい魅力と活力にあふれる中心市街地」(p.36)と記述しているが、その前段では旧基本計画が掲げた「文化重層都市」を肯定的に位置づけており、なぜ目標の中身を変えるのかが不明である。また、目標像としては、どの都市にも当てはまりそうな平板な表現であるとの印象は否めない。「中心市街地活性化協議会準備会の『水戸市新中心市街地活性化基本計画(事務局素案)』に対する意見に係る市の考え方」において、「改定計画においては、文化重層都市の理念を継承しつつ」と述べていることを踏まえるなら、「県都にふさわしい魅力と活力にあふれる文化重層都市」とするのが望ましいと考える。</p>	<p>新計画の目標については、水戸市第5次総合計画における水戸市の将来都市像である「県都にふさわしい風格とやすらぎのある元気都市・水戸」に基づいたものとし、特定エリアである中心市街地については「都市」の表現は避け、明確に「県都にふさわしい魅力と活力にあふれる中心市街地」としたものです。</p>
<p>(4) 本基本計画案では、「基本施策の体系」(p.41)が整備面と事業面とに分けて記載されているが、相互の関連性が不明である。ハード事業とソフト事業が多面的につながることでより効果的な活性化事業になりうるのであって、その視点を十分反映させた施策の体系化なり位置づけが必要である。</p>	<p>ハード事業とソフト事業の関連については、計画改定の趣旨(P2)において「活性化に向けた施策を総合的かつ一体的に展開する」こととしており、当該施策は中心市街地活性化法第9条第2項の規定に基づき体系化しております。</p>
<p>(5) 協議会について「協議会自らも実施主体となり事業を展開する」(p.16)との記述があるが、協議会の役割は行政と連携しながら事業プランを立案し、調整することであり、本来の事業主体は協議会を構成している団体や企業、個人であることを明確にすべきである。協議会が事業主体となり得るのは、人材育成や啓蒙活動等の限られた分野においてである。</p>	<p>本市においては、様々な関係者や事業の調整のみならず、自ら独自の活動を展開し、中心市街地の活性化に寄与することが求められておりますので、事業展開型の協議会は必須と考えております。</p>
<p>(6) 一般的に行政計画を立案する際には、正確な現状分析と的確な課題意識が不可欠である。本基本計画案については、現状把握・分析の記述(p.17~30)と基本施策(p.43~58)のなかの「現状」の記述が、極めて不十分であるように思われる。例えば、「商業活動」(p.20)の箇所は商業統計をなぞっただけであるし、「商業の活性化」の「現状」(p.51)では大型店の立地状況を述べているだけである。また、課題設定についても、p31~32に列挙されている諸課題は極めて一般的なものでしかない。水戸市の地域特性を反映させた課題の設定が不可欠である。総じて、現状を多角的に捉え、問題点や課題を鮮明にする分析と記述が必要である。</p>	<p>現状把握及び分析については、統計年報や商業統計等をもとに、本市の中心市街地におけるデータを抽出し、そこから導き出される課題を整理しております。</p>

<p>(7)「市民と行政との協働」(p.36)が謳われているが、「計画の推進体制」(p.60)の項にはそれに関する何らの指摘もない。本基本計画案をパブリックコメントにかけるだけではなく、本基本計画案を市民にどう浸透させていくのか、また実施のプロセスに市民をどう巻き込み、場合によっては担い手になってもらうのかといった視点からの記述が必要である。</p>	<p>市民と行政との協働による計画の推進については、各市民団体等が実施する事業を計画に位置付け、一体的かつ総合的に活性化を図ることとしております。</p>
--	---

2. 本基本計画案に対して追加記載が必要な事項

意見等	市の考え方(対応)
<p>(1) 中心市街地のにぎわいを生むための活性化事業支援策として、「インターネットを活用した情報収集・提供事業」(平成16年度～・水戸商工会議所が事業主体の「まちなかナビ」)を追加すること。</p>	<p>水戸商工会議所中心市街地活性化事業の事業については、主要3事業を位置付けており、「まちなかナビ(IT活用事業)」については、記載を省略しております。</p>
<p>(2) 商品販売額や歩行者通行量の減少(p.2, p.31)要因として、県庁など公共施設の郊外への移転を追加すること。</p>	<p>歩行者通行量の減少に係る要因については、アンケート調査等の結果として、郊外部への大型店の出店等によるものとしております。</p>
<p>(3) 現状を分析する際の統計データには直近の数値を用いるべきである。例えば「商業活動」(p.20～21)については、平成19年の商業統計結果が利用可能であるのでそれを利用した記述に書き換えること。</p>	<p>公表されている商業統計の結果については、平成16年が最新となっております。</p>

3. 本基本計画案に対する要望事項

意見等	市の考え方(対応)
<p>(1) まちづくりを推進する体制を強化するうえでは、まちづくりに特化した組織(例えばまちづくり会社等)が必要である。実施主体との関連で、この必要性に関する記述を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>計画の推進体制については、水戸市中心市街地活性化推進委員会と水戸市中心市街地活性化協議会を位置付け、活性化に向けた施策を総合的かつ一体的に展開することとしております。</p>
<p>(2) 行政機能の中心市街地への移転は活性化の効果が高く、市民への利便性向上にも繋がることから、行政機能の一部を中心市街地へ移転することを検討し、関連する記述を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>基本施策に、「茨城県庁舎跡地への市役所機能移転及び県三の丸庁舎への一部機能移転に向けた検討事業」を新たに位置付けました。</p>

<p>(3)「楽しく歩けるまちづくりの推進」(p.38)の項では、観光についても若干言及されているが不十分である。観光客をまちなかに誘導し、まちなかを回遊させる仕組みに関する施策を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>歴史的資源を活用した回遊性の向上に関する施策として3つの事業を位置付けております。</p>
<p>(4) 中心市街地内の諸資源を活かすことはもちろんだが、そこに限定しないで中心市街地の隣接部分に位置する資源、例えば千波湖・偕楽園等とのネットワークを形成することによる交流拠点の整備・にぎわいづくりという視点も必要である。そうした切り口からの施策を「人々が集う交流拠点の整備」(p.44)もしくは「にぎわいを生む活性化事業の支援」(p.53)に追加することを検討されたい。</p>	<p>やすらぎ空間の整備として「千波公園西の谷地区整備事業」や優れた都市景観の創出と保全として「偕楽園周辺地区道路景観整備事業」を位置付けております。</p>
<p>(5) 中心市街地はビジネス・インキュベーターとしての機能ももっていることに着目すると、中心市街地を舞台に新たな都市産業を起こすための施策が必要である。また、水戸市には豊かな農業資源があることを踏まえると、農業部門と連携したにぎわいづくりも可能である。こうした視点からの施策を検討されたい。</p>	<p>創業者及び人材育成については、「空き店舗活用等事業」や「創業支援塾(みと黄門元気塾)」を位置付けており、又、農業と連携したにぎわいづくりについては、商店街団体と地元農業者が連携した事業などを支援する「商店街躍進事業」を位置付けております。</p>
<p>(6) 平成20年5月に歴史まちづくり法が公布されたが、この法を活用して、中心市街地が有する歴史や伝統を反映した活性化策を検討されたい。</p>	<p>「水戸市歴史的風致維持向上計画の推進事業」を位置付けております。</p>
<p>(7) 高齢社会を迎えた今日、中心市街地の空き店舗・施設を活用する形で高齢者向けの介護施設・住宅等の施設を整備することが必要である。「都市福利施設の整備」(p.47)の項に、そうした考え方や施策を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>快適な住空間の形成として「大工町1丁目地区第一種市街地再開発事業」を位置付けております。</p>
<p>(8) 準工業地域における大規模集客施設の立地制限については、市街地の外延化による空洞化や公共施設の投資効率の低下を課題としている水戸市第五次総合計画や都市計画マスタープランとの関係からすれば、十分に整合性を図れる施策と考えられるが、なぜ立地制限を水戸市は掛けないのか。水戸市の考え方を計画書に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>準工業地域における大規模集客施設の立地の制限については、水戸市第5次総合計画及び都市計画マスタープランにおける土地利用の考え方との整合性の確保が図れないことから実施しないこととしております。</p>

4．本基本計画案を推進するうえでの市と協議会との関係に対する要望事項

意見等	市の考え方（対応）
<p>（１）「計画の推進体制」（p.60）については、「市の推進体制」と「民間主体の推進体制」が並記されているだけである。本基本計画案の実施に当たって、両者はどう関係しあうのかが不明であり、両者の関係がみえない。また、「計画改定の趣旨」として「施策を総合的かつ一体的に展開する」（p.2）と記されているが、それを具体化するための仕組みがここに記述されていない。いずれの論点も、この「計画の推進体制」の項で明確に述べられるべきであろう。</p>	<p>本市も参画しております貴協議会の中で、連絡調整を行ってまいります。</p>
<p>（２）官民一体となった推進体制を構築するために、水戸市中心市街地活性化推進委員会と協議会とのトップレベルでの意見交換会を随時開催し、計画の総合的な調整等を行う旨の記述を追加することについて検討されたい。</p>	